

嬉野市新庁舎移転等業務委託の質問に対する回答

番号	質問項目及び内容	回答
1	<p>(別記1-1)</p> <p>本業務の提案検討にあたり、現状の什器・備品配置や施設状況を確認するため、現地確認はございますか。</p> <p>①提案書提出前に、現地確認の実施は可能でしょうか。</p> <p>②可能な場合、その実施日程、所要時間、集合場所、参加人数の制限など、実施に関する詳細条件をお知らせください。</p> <p>③現地確認時に撮影(写真・動画)や採寸等の実施は可能でしょうか。</p>	<p>①現地確認の実施は可能です。</p> <p>②参加表明書の提出があった者に、現地確認の実施希望の確認及び日程等の調整を行います。</p> <p>③写真撮影に限り、業務に支障のない範囲で可能とします。寸法については、【番号2回答】の資料をご確認ください。</p>
2	<p>(別記1-2-(3)-①)</p> <p>物品リスト等の資料は別途、現時点にて確認できるリスト等他にございますか。</p>	<p>参加表明書の提出があった者に、物品リスト、OA機器、美術品リスト、現状レイアウト図、養生計画図をお渡しします。</p>
3	<p>(別記1-(8)-②~④)</p> <p>責任者の配置ですが、主にやり取りでの配置の認識でしょうか。</p> <p>「現状調査」にて常時責任者配置にて調査等、必要対応日数等、そちらで凡そ検討ございましたらお伺い出来れば助かります。</p>	<p>責任者は、特記1移転計画策定業務及び特記2移転業務の業務内容に記載するすべての業務において、統括して管理する者と考えています。</p> <p>責任者の配置等については、提案によります。</p>
4	<p>(別記2-(6),(8))</p> <p>不要什器の扱いと廃棄 こちらの支援は手配、料金まで含まれていますか?</p> <p>認識内容(廃棄予定物の分別・リスト作成・処分計画の策定などを自社で実施、処分業者選定の支援も含まれる)</p>	<p>移転業者の不要什器の扱いと廃棄に関する業務は、別記2(6)不要什器の集積業務と(8)産廃マネジメント業務の項目に記載の業務となります。廃棄に要する業者の手配及び料金は含みません。</p>
5	<p>(別記2-(4)-⑤)</p> <p>美術品につきましては、指定の保険会社等ございますか。</p> <p>また保険について、いつからいつまでの期間を補償対象期間予定となりますか。</p>	<p>保険会社の指定はありません。補償期間は梱包開始から設置完了・検収までの予定です。</p>